

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 2 回総会 次第

令和 4 年 8 月 22 日（月） 15 : 00～
奈良県コンベンションセンター
「コンベンションホール」

1 開 会

○あいさつ 会長 奈良県知事 荒井 正吾

2 報 告

- (1) 奈良県準備委員会副会長等の変更について
- (2) 国民体育大会第 4 期（第 82 回～第 85 回大会）実施競技について
- (3) 第 1 回及び第 2 回常任委員会における審議結果について
- (4) 令和 4 年度暫定収支予算（会長専決処分）について

3 議 事

- (1) 第 1 号議案 令和 3 年度事業報告（案）
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度収支決算（案）
- (3) 第 3 号議案 令和 4 年度事業計画（案）

4 その他

5 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 2 回 総 会

令和 4 年 8 月 22 日（月）

奈良県コンベンションセンター

コンベンションホール

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 2 回総会 資料目次

●報 告

- 1 奈良県準備委員会副会長等の変更について . . . P 1 ～ 3
- 2 国民体育大会第 4 期（第 82 回～第 85 回大会）実施競技について . . . P 4
- 3 第 1 回及び第 2 回常任委員会における審議結果について . . . P 5
- 4 令和 4 年度暫定収支予算（会長専決処分）について . . . P 6

●議 事

第 1 号議案

令和 3 年度事業報告（案） . . . P 7、8

第 2 号議案

令和 3 年度収支決算（案） . . . P 9、10

第 3 号議案

令和 4 年度事業計画（案） . . . P11

奈良県準備委員会役員及び委員等の変更並びに委員の委嘱について

1 役員及び委員等の変更

令和3年11月24日から令和4年8月22日までの間における役員及び委員等の変更については、下記のとおりである。

(1) 役員

①副会長（1名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
奈良県議会議長	岩田 国夫	荻田 義雄

②常任委員（26名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	奈良県議会副議長	西川 均	和田 恵治
2	奈良県議会総務警察委員会委員長	清水 勉	奥山 博康
3	奈良県議会厚生委員会委員長	浦西 敦史	小林 照代
4	奈良県議会経済労働委員会委員長	太田 敦	小泉 米造
5	奈良県議会建設委員会委員長	乾 浩之	岩田 国夫
6	奈良県文教くらし委員会委員長	田尻 匠	森山 賀文
7	奈良県警察本部長	鬼塚 友章	大橋 一夫
8	奈良県知事公室長	吉井 昭彦	舟木 豊
9	奈良県危機管理監	松田 浩之	杉中 泰則
10	奈良県文化・教育・くらし創造部長	舟木 豊	吉田 晴行
11	奈良県こども・女性局長	谷垣 裕子	金剛 真紀
12	奈良県福祉医療部長	筒井 昭彦	石井 裕章
13	奈良県医療・介護保健局長	森川 東	石井 裕章
14	奈良県県土マネジメント部長	清水 将之	松本 健
15	奈良県市議会議長会会長	川田 裕	中谷 尚敬
16	公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長	奥田 晃	—
17	NPO 法人奈良県レクリエーション協会会長	小村 尚己	安井 宏一
18	奈良県高等学校体育連盟会長	岡田 禎之	栢木 正樹

19	奈良県中学校体育連盟会長	長谷 豊	平尾 京一
20	奈良県町村教育長会会長	橋本 宗和	小谷 隆男
21	奈良県高等学校長協会会長	栢木 正樹	吉田 浩一
22	奈良県中学校長会会長	熨斗 慎司	深瀬 重雄
23	奈良県小学校長会会長	鍵本 光弘	森永 晃
24	奈良県特別支援学校長会会長	梅田 真宏	前川 裕道
25	公益社団法人奈良県バス協会会長	森島 和洋	植田 良壽
26	公益社団法人日本青年会議所近畿地区 奈良ブロック協議会会長	亀井 郷伸	中 邦暁

(2) 委員 (16名)

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	奈良県東京事務所長	永井 聡	岡本 厚也
2	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長	沢井 唯次	澤島 弘幸
3	一般財団法人奈良県高等学校野球連盟会長	木田 富和	穴田 敏之
4	奈良県ソフトテニス連盟会長	川西 斎	楠 征洋
5	奈良県ウエイトリフティング協会	水口 善造	島田 好人
6	奈良県ボート協会会長	西澤 祐典	新谷 紘一
7	奈良県トライアスロン協会会長	田野瀬 太道	笠次 良爾
8	奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長	中村 つるみ	青木 幸江
9	奈良県私立幼稚園連合会会長	清川 かつ美	宮本 忠史
10	学校法人奈良大学学長	今津 節生	清水 哲郎
11	一般社団法人奈良県タクシー協会会長	池田 英憲	辻 喜代一
12	近畿日本鉄道株式会社 取締役常務執行役員鉄道本部大阪統括部長	福寫 博	大内 敬弘
13	西日本高速道路株式会社 執行役員・関西支社長	安達 雅人	永田 順宏
14	公益財団法人奈良県消防協会会長	西里 利昭	西口 茂敏
15	奈良県公民館連絡協議会会長	後藤 文彦	奥田 保枝
16	奈良県ボランティア連絡協議会会長	北村 嘉津代	橋本 侑子

(3) 参与 (3名)

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	奈良県教育委員会委員	伊藤 美奈子	高本 恭子
2	毎日新聞奈良支局支局長	田中 謙吉	堀川 剛護
3	読売新聞奈良支局支局長	村尾 卓志	松本 航介

2 委員の委嘱

奈良県準備委員会会則第4条第2項の規定により、下記のとおり関係する代表者を新たに委員として委嘱したものである。

●委員 (4名)

	機関・団体名及び役職	代表者氏名	委嘱年月日
1	奈良県少林寺拳法連盟会長	高市 早苗	令和4年8月19日
2	奈良県ダンススポーツ連盟会長	大江 偉夫	令和4年8月19日
3	奈良県パワーリフティング協会会長	道下 健一	令和4年8月19日
4	奈良県スポーツチャンバラ協会会長	籠田 彰宏	令和4年8月19日

※国民体育大会第4期実施競技の決定により、公開競技が追加されたものによる。

第 82 回大会（2028 年）～第 85 回大会（2031 年）における実施競技
（公益財団法人日本スポーツ協会理事会決定 令和 4 年 6 月 9 日）

1 正式競技：計 41 競技

（1）毎年実施競技：計 39 競技 【注】下記※1 参照

【本大会】計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

【冬季大会】計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

（2）隔年実施競技：計 2 競技

【本大会】計 2 競技

馬術、なぎなた

【冬季大会】該当競技なし

2 公開競技：計 10 競技 【注】下記※2 参照

【本大会】計 10 競技

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

【冬季大会】該当競技なし

3 デモンストレーションスポーツ

上記 1 及び 2 に該当しない競技団体の競技。

なお、公益財団法人日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4 特別競技：計 1 競技

【本大会】計 1 競技

高等学校野球（硬式・軟式）

【冬季大会】該当競技なし

※1 正式競技の実施区分のうち「開催地選択競技」については、第 4 期実施競技選定においては休止とする。

※2 公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる。

第1回及び第2回常任委員会の決定事項について

奈良県準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、第1回及び第2回常任委員会の決定事項等について下記のとおり報告する。

【第1回（令和3年11月24日開催）】

●決定事項

- ① 奈良県準備委員会専門委員会規程（総務企画・競技運営専門委員会の設置）
- ② 競技施設整備基本方針
- ③ 会場地市町村選定基本方針
- ④ 会場地市町村選定基準
- ⑤ 第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針
- ⑥ 競技役員等編成基本方針
- ⑦ 競技役員等養成基本方針
- ⑧ 競技役員等養成基本計画

【第2回（令和4年8月22日開催）】

●専門委員会からの報告事項

- ① 競技会場地市町村の選定の進め方について
- ② 第85回国民スポーツ大会競技施設基準

●決定事項

- ① 開催準備総合計画（第1次）
- ② 第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目
- ③ 第85回国民スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画
- ④ 第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針
- ⑤ 第85回国民スポーツ大会競技運営基本方針

※決定事項は、当日の審議状況によるため、資料は議案を添付している。

令和4年度暫定収支予算（会長専決処分）

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備委員会会則第15条第1項の規定により、次のとおり令和4年4月1日に専決処分したことから、同条第2項の規定により承認を求める。

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
負担金	2, 6 7 1	奈良県負担金
合 計	2, 6 7 1	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
事業費	2, 2 0 3	会議開催費等
事務局費	4 6 8	事務局運営費
合 計	2, 6 7 1	

令和3年度事業報告(案)

1 会議の開催

●設立・第1回総会

開催日時場所：令和3年11月24日「奈良ロイヤルホテル」

審議事項：奈良県準備委員会会則

：開催基本方針

：令和3年度事業計画・収支予算

：総会から常任委員会への委任事項

●第1回常任委員会

開催日時場所：令和3年11月24日「奈良ロイヤルホテル」

主な審議事項：奈良県準備委員会専門委員会規定

：会場地市町村選定基本方針

：県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針

：競技役員編成基本方針

●第1回総務企画専門委員会

開催日時場所：令和4年1月25日「奈良県コンベンションセンター」

審議事項：総務企画専門委員会で主に審議等を行う事項

：第85回国民スポーツ大会競技施設基準の作成

：競技会場地市町村の選定の進め方

●第1回競技運営専門委員会

開催日時場所：令和4年1月25日「奈良県コンベンションセンター」

審議事項：競技運営専門委員会で主に審議等を行う事項

：競技役員等養成

2 開催準備業務

(1) 各種方針・基準等の策定

- ・開催基本方針・・・開催基本構想の策定
- ・競技施設整備基本方針、会場地市町村選定基本方針・基準
・・・競技会場地選定の際の方針・基準となるもの
- ・競技役員編成基本方針・養成基本方針・基本計画
・・・競技運営の際の方針・基準となるもの
- ・県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針
・・・大会を実施する際の取り決めの確認

(2) 専門委員会の設置

- ・総務企画専門委員会
総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等を審議・調査
- ・競技運営専門委員会
大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等を審議・調査

3 各種調査の実施

(1) 先催県等の情報収集

- ・大会を実施する際に必要となる設備・競技用具等の調査・情報収集

(2) 県内における各競技実施可能な施設等の調査

- ・競技団体とのヒアリングや現地調査の実施

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
 奈良県準備委員会 令和3年度収支決算(案)
 (令和3年11月24日～令和4年3月31日)

収入決算額 113,773円
 支出決算額 113,773円
 差引残額 0円

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	補正額 (B)	現計 予算額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引額 (E=C-D)	摘 要
負 担 金	598,000	0	598,000	113,773	484,227	奈良県負担金
合 計	598,000	0	598,000	113,773	484,227	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	補正額 (B)	現計 予算額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引額 (E=C-D)	摘 要
事 業 費	504,000	0	504,000	55,904	448,096	常任委員会・ 専門委員会の 開催経費等
事務局費	94,000	0	94,000	57,869	36,131	事務局運営経費
合 計	598,000	0	598,000	113,773	484,227	

※差引額 484,227 円は県に返還

監 査 報 告

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第7条第4項及び第18条の規定に基づき、令和3年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和4年5月20日

監 事

芝池 多津子



令和4年5月24日

監 事

石井 一良



第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会

会 長 荒 井 正 吾 様

令和4年度事業計画（案）

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備委員会の令和4年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会（総務企画・競技運営）
- (4) 市町村・競技団体連絡会議

2 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
- (2) 開催準備総合計画の策定
- (3) 会場地市町村の選定
- (4) 専門委員会の運営
- (5) その他開催準備業務の推進

3 各種調査の実施

- (1) 市町村・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県等の情報収集
- (3) 県内における各競技実施可能な施設等の調査

4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

第 2 回 総 会

資 料

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

- * 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- * 委任事項：委任された事項を決議すること。

令和3(2021)年 11 月 24 日

第 1 回 常任委員会 決定

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の大会開催を通じたスポーツ振興の考え方や開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

競技会場地市町村の選定の進め方

1. 競技会場地市町村選定の対象とする競技

(1) 国民スポーツ大会

本大会正式競技(38競技)、特別競技(1競技)

中央競技団体正式視察(開催6年前:2025年)までに、以下により選定していくこととする。

実施競技については、4年ごとに(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会委員会」で見直しがされ、本県が開催予定の第85回大会の実施競技は、2022年3月頃に決定される予定。
よって、実施競技の決定後、競技団体と競技施設基準の確認を行い、できるだけ早期に会場地選定を行っていくこととする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

個人競技(7競技)、団体競技(7競技)

国民スポーツ大会で使用する会場を原則とし、障害者スポーツ競技団体の意向を踏まえた上で、以下により選定していくこととする。

実施競技については、(公財)日本パラスポーツ協会の「全国障害者スポーツ大会大会委員会」で協議し、適用する開催年の5年前(2026年)までに決定される予定。
よって、現時点では第76回三重大会(2021年)で開催予定であった競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※「障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。」

【第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基準】より

※障スポの会場地選定については、対象となる国スポ競技の会場地決定後、対象市町村・競技団体及び障害者スポーツ競技団体で協議・調整することとする。

2. 競技会場地市町村の選定方法

(1) 市町村・競技団体説明会の開催(令和4年4月頃)

市町村及び競技団体説明会において、両大会への参画のあり方や、会場地選定の進め方について説明を行う。

(2) 市町村及び競技団体による情報共有(上記説明会后、令和4年9月頃まで)

市町村の今後のスポーツ施設整備の方向性や、競技団体からの競技会場として実施可能なスポーツ施設の報告など会場地選定に向けた情報を、市町村及び競技団体で共有する。

(3) 市町村及び競技団体意向書提出(1回目意向書最終提出:令和5年1月頃)

会場地選定に向けた情報を基に、市町村及び競技団体から1回目の意向書を提出する。

また、意向については優先度をつけ複数できるものとし、提出後には、必要に応じて事務局が市町村及び競技団体にヒアリングを行い、スポーツ施設の現地調査等を行う。

(4) 総務企画専門委員会における選定・審議(令和5年2月頃)

会場地市町村選定基準を基に、ヒアリング等の結果を踏まえ審議し、第1次選定案を作成する。

●市町村の開催意向がある競技

・市町村と競技団体との開催の意向が合致したものについては、選定基準の適合性を判断した上で、競合市町村のない場合は選定案とし、競合市町村がある場合は、市町村、競技団体及び事務局で協議・調整し、選定案とする。

・市町村と競技団体との開催の意向が不一致のものについては、事務局が不一致に至った要因を確認・調査し、その要因が解消することで一致に至る場合は、選定案とし、解消しない場合は、選定に向けて、市町村や競技団体と協議・調整する。

●市町村の開催意向がない競技

・市町村への競技の実施を働きかけた上、競技団体との調整を行い、以降、両者の意向が合致するまで選定作業を続けていく。

また、競技の特性上、県内での実施が困難な場合は、県外開催の候補地の検討も行う。

(5) 選定案の決定

常任委員会において審議し決定(内定)し、対象市町村・競技団体へ通知を行う。

(6) 選定結果の報告

総会へ報告する。

3. 国民スポーツ大会(公開競技・デモンストレーションスポーツ)、全国障害者スポーツ大会(オープン競技)の競技会場地市町村の選定については、別途選定する。

令和3(2021)年 11 月 24 日

第 1 回 常任委員会 決定

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針

第 85 回国民体育大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、極力既存施設の活用に努める。
- 2 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応等、だれもが利用しやすい施設となるよう努める。

第 85 回国民スポーツ大会競技施設基準作成について

1. 内容

第 85 回国民スポーツ大会における各競技会の準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準を定めたもの。今後、会場地選定や競技施設整備計画の作成に活用する。

2. 各競技施設基準について

(1) 作成の考え方

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」からの抜粋
- ② 各競技規則等に準拠
- ③ 先催県の作成事例に準拠

(2) 構成

① 基準、摘要

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

② 基準の主な内容

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

③ 配慮すべき事項

各競技団体の競技規則に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

④ 先催県の事例

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

(3) 先催県と異なる部分について

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」の変更に伴うもの。
- ② 各競技の公認規則や規定の記述の変更に伴うもの。
- ③ 本県の競技施設等の実態に合わせてもの。
(競技施設整備基本方針や競技団体からの助言によるもの)

3. 今後の進め方(策定及び活用)

- (1) 日本スポーツ協会による実施競技決定を受けて、競技団体担当者会議を開催し、競技施設基準(案)の作成を依頼。【令和4年4月～6月】
- (2) 第2回総務企画専門委員会において審議、承認。【令和4年7月】
- (3) 市町村、競技団体に掲示(会場地選定に活用)。【令和4年8月～】
- (4) 会場地決定後、競技施設整備計画の作成及び整備実施。
- (5) 随時改訂(競技規則変更等)

第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 85 回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

4 その他

第 30 回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。

第 85 回国民スポーツ大会

県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（案）

「第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 3 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項目	県	会場地市町村
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町村における開催準備計画の策定
2 準備(実行)委員会	1 県準備(実行)委員会の設置及び運営 2 県準備(実行)委員会事務局の運営	1 会場地市町村準備(実行)委員会の設置及び運営 2 会場地市町村準備(実行)委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町村選定基本方針の決定 2 会場地市町村選定基準の作成 3 開・閉会式会場及び会場地市町村の選定	1 競技会場及び練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置及び運営	1 競技会実施本部の設置及び運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会及び中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議及び報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成及び対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町村との連絡調整 2 県スポーツ協会及び県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町村体育(スポーツ)協会及び関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町村との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定及び連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町村における関係機関・団体等に対する協力要請及び連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員及び競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員及び大会補助員の編成及び委嘱 3 大会役員、大会係員及び大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成及び配付 4 大会係員等の必携の作成及び配付	1 競技会役員の編成及び委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成及び配付
9 招待者等	1 大会招待者及び競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券及び視察員証の発行 4 大会招待者の招待及び接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町村関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待及び接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定及び取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章及び報道員章の作成及び配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成及び配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員及び報道員の服飾の調整及び配付 2 開・閉会式に参加する競技会役員の服飾の調製及び配付	1 競技会役員、競技会係員及び競技会補助員の服飾の調製及び配付 2 競技役員及び競技補助員の服飾の調製並びに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成及び配付 2 大会報告書の作成及び配付	1 市町村準備概要の作成及び配付 2 競技会報告書の作成及び配付 3 大会報告書の作成資料の提供及び協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成及び提出	1 開催申請書の作成協力

14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議及び全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
15 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議及び協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項目	県	会場地市町村
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算の編成及び決算	1 会場地市町村における国体予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定及び計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式及び競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成及び販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成及び販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場内の売店設置に関する指導及び規制	1 競技会場内の売店設置に関する指導及び規制
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付及び許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

(3) 文化プログラム関係

項目	県	会場地市町村
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定及び実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画及び実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成及び配布	1 会場地市町村における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町村における文化プログラム事業の企画及び実施

(4) 行幸啓関係

項目	県	会場地市町村
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置及び運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定及び接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会及び市町村等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定及び計画等の策定 8 警衛本部の設置及び運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町村における接伴計画の策定及び接伴の実施 3 会場地市町村における御休憩所、御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項目	県	会場地市町村
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定	1 会場地市町村における競技会役員、選手団、視

	<ul style="list-style-type: none"> 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 3 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所の設置及び運営 4 接伴員の手引きの作成及び配付 5 開・閉会式における接伴員及び案内所員の編成及び研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町村における案内所・休憩所の設置及び運営 4 会場地市町村における接伴員及び案内所係員の編成及び研修会の実施
2 歓迎装飾	<ul style="list-style-type: none"> 1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における歓迎装飾の設置等
3 観光紹介等	<ul style="list-style-type: none"> 1 県内観光地及び物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成及び配布 3 特産品、土産品の紹介及び販売指導 	<ul style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における観光地及び物産等の紹介 2 会場地市町村の観光ガイドブック等の作成及び配布 3 会場地市町村の特産品、土産品の紹介及び販売指導
4 資料袋	<ul style="list-style-type: none"> 1 資料袋の作成及び配付 	<ul style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における資料袋の配付

2 施設整備

(1) 施設関係

項目	県	会場地市町村
1 競技施設等	<ul style="list-style-type: none"> 1 競技施設基準の策定 2 競技会場及び練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場及び練習会場となる県有施設の整備計画の策定及び整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 1 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の整備計画の策定及び整備 2 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場及び練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会場のための駐車場の確保の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 1 競技会場のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設概要の作成及び配付 	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定及び計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 開・閉会式会場の運営及び管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 競技会場の運営及び管理 4 競技会場美化計画の策定及び実施

(2) 情報通信関係

項目	県	会場地市町村
1 情報通信計画	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報通信基本方針の決定及び計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設及び運営 3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設及び運営 4 総合案内所の情報通信施設の架設及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町村における情報通信施設の架設及び運営

3 競技運営

項目	県	会場地市町村
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成及び配付	1 競技別実施要項の作成及び配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成及び配付 2 参加申込書の受付、整理及び会場地市町村との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理及び県との連絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定及び計画の策定 3 競技役員及び競技補助員の編成及び養成 4 県外競技役員数の決定及び旅費基準の作成	1 競技役員及び競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員及び競技補助員の養成への協力 3 競技会係員及び競技会補助員の編成及び養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成及び配付 5 競技役員等の必携の作成及び配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成及び配付 3 競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成及び配付	1 競技別プログラムの作成及び配布 2 総合プログラム、競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置及び運営 2 記録業務基本方針の決定及び計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理及び発表 5 記録本部員及び補助員の編成及び養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集及び速報 3 会場地市町村における記録係員、補助員の編成及び養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算及び順位決定 2 総合成績計算係員及び補助員の養成	1 競技別成績の得点計算及び順位決定ならびに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員及び補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成及び交付 2 競技別表彰状及び賞状の作成及び配布	1 競技別表彰状及び賞状の筆耕及び交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施 3 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の競技用備品の整備 4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品及び運営用消耗品の整備

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

項目	県	会場地市町村
1 広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報基本方針の決定及び計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定及び普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成及び管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置及び管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定及び普及 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町村における各種広報媒体物の作成及び管理 4 会場地市町村における各種宣伝工作物の設置及び管理 5 会場地市町村におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
2 報道対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成及び配布 4 航空規制計画の策定及び実施 5 報道本部の設置及び運営 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における報道機関との連絡調整 2 会場地市町村における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	<ol style="list-style-type: none"> 1 記録映像等の作成及び管理 2 大会記録写真の撮影及び記録写真集の製作 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技等記録映像撮影及び撮影の協力 2 協議会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	<ol style="list-style-type: none"> 1 県記念行事の計画策定及び実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における記念行事の計画及び実施

(2) 県民運動関係

項目	県	会場地市町村
1 県民運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民運動基本方針の決定及び計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 県民運動実践団体との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場地市町村における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町村における県民運動の推進 3 会場地市町村における県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 会場地市町村における県民運動実践団体との連携
2 ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集及び養成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会等の運営に係るボランティアの募集及び養成

5 式典

項目	県	会場地市町村
1 開・閉会式等	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典基本方針の決定及び計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定及び係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定 8 炬火イベントの実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会表彰式実施要領の作成及び実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力 4 会場地市町村における炬火イベントの実施
2 式典演技	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定及び実施要項の作成ならびに実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成及び養成への協力

	2 式典演技出演者の編成及び養成 3 式典演技の用具等の整備及び服飾等の調整	
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定及び実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊及び合唱隊の編成及び養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備及び服飾等の調整	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定及び式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成及び養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備及び装飾等の調整 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定及び実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定及び養成	1 競技会場内放送計画の策定及び実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町村におけるアナウンサー等放送係員の選定及び養成

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項目	県	会場地市町村
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町村における宿泊施設等実態調査の実施及び作成 2 会場地市町村における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定 2 総合宿泊計画の策定及び広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定及び協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内配宿施設名簿の作成及び配布 6 宿泊本部の設置及び運営	1 会場地市町村における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施及び引き受け市町村との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町村における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導及び連絡調整	1 会場地市町村における宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導 2 会場地市町村における宿舍案内図、標識、表示板、料金表等の作成及び配布
4 標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成及び指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町村における標準献立普及地区講習会の開催
5 国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達及び斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町村における弁当調達計画の策定 2 会場地市町村における弁当の調達及び斡旋
6 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理及び連絡調整	1 会場地市町村における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項目	県	会場地市町村
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定及び計画の策定	1 会場地市町村における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置及び運営 4 開・閉会式における救護所等の設置及び救急車	1 会場地市町村における医療救護計画等の策定 2 会場地市町村における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置ならびに救護の実施

	の配置ならびに救護の実施	
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町村における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町村における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町村における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町村における宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町村における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町村における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定及び実施	1 会場地市町村における廃棄物減量化・リサイクル計画の策定及び実施

7 輸送・交通

項目	県	会場地市町村
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町村における輸送計画の策定 2 会場地市町村における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置及び運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町村における大会参加者等の輸送 2 会場地市町村における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、斡旋及び配車	1 会場地市町村における配車計画の策定 2 会場地市町村における車両の借上げ、斡旋及び配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理及び運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成及び配布	1 会場地市町村における駐車場の管理及び運営 2 会場地市町村における駐車ステッカーの作成及び配布
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成及び配布 3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制及び交通整理の実施	1 会場地市町村における交通計画の策定 2 会場地市町村における交通案内図の作成及び配布 3 会場地市町村における交通案内標識等の設置 4 会場地市町村における交通整理の実施

8 警備・消防

項目	県	会場地市町村
1 警備	1 警備基本方針の決定及び計画の策定 2 警備本部の設置及び運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町村における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町村における警備上必要な資材の整備
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定及び計画の策定 2 消防防災本部の設置及び運営 3 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町村における消防防災計画の策定 2 会場地市町村における消防防災の実施

注) 県、会場地市町村の業務の項目及び内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

(2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規程に該当する者（国スポのみ）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

競技役員等養成基本計画

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分・養成方法・養成団体				年 度							開催年
				2023 8年前	2024 7年前	2025 6年前	2026 5年前	2027 4年前	2028 3年前	2029 2年前	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上							
				(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上							
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得・資格維持・資質向上						
					(障スポ) 資格取得・資格維持・資質向上						
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成・資質向上						
					(障スポ) 養成・資質向上						
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成・資質向上								
			(障スポ) 養成・資質向上								
競技会係員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成								
			(障スポ) 養成								
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町村 県	養成								
			(障スポ) 養成								

5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

第85回国民スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成計画（案）

1 趣旨

第85回国民スポーツ大会の各競技の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を目的に、審判員及び要資格運営員の資格取得、資格維持及び資質向上を図るため、審判員・要資格運営員養成計画を作成し、計画的かつ円滑に事業を推進する。

2 基本事項

下記に基づいて第85回国民スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画を作成する。

- (1) 国民体育大会各競技開催にあたる競技役員編成基準〔(公財)日本スポーツ協会〕
- (2) 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針
- (3) 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針
- (4) 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画
- (5) 競技団体役員数の現状

3 養成目標数

各競技団体が、現在及び今後の競技団体内の状況を調査・想定し、審判員及び要資格運営員の養成目標数を設定・・・〈別表1〉

4 養成年次計画

各競技団体が養成年次計画を作成し養成する。・・・〈別表2・3〉

5 養成方法

中央講習会等への派遣及び県内講習会の開催等により養成する。

6 その他

毎年各競技団体の養成状況を確認し、適宜計画を見直すこととする。

第85回国民スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成目標数 総括表

No.	内訳 競技団体名	競技 役員数	資格が必要な競技役員数			県外からの派遣数			県内必要数 ⑦ (③-⑥)	開催時従事 見込数 ※1 ⑧	不足数 ⑨ (⑦-⑧)	養成 目標数 ※2
			審判員 ①	要資格運営員 ②	計③ (①+②)	中央 ④	近府県 ⑤	計⑥ (④+⑤)				
1	陸上競技	448	396	10	406	35	50	85	321	120	201	262
2	水泳	434	282	83	365	57	0	57	308	76	232	304
3	サッカー	342	102	35	137	62	50	112	25	19	6	8
4	テニス	157	73	4	77	0	0	0	77	14	63	83
5	ボート	126	39	0	39	11	15	26	13	0	13	18
6	ホッケー	72	20	19	39	18	10	28	11	10	1	2
7	ボクシング	89	25	16	41	41	0	41	0	0	0	0
8	バレーボール	492	90	32	122	17	17	34	88	62	26	34
9	体操	461	129	10	139	63	10	73	66	24	42	52
10	バスケットボール	360	126	30	156	12	63	75	81	72	9	13
11	レスリング	115	41	0	41	32	5	37	4	3	1	2
12	セーリング	210	22	37	59	24	3	27	32	3	29	34
13	ウエイトリフティング	103	36	4	40	14	15	29	11	5	6	8
14	ハンドボール	147	36	0	36	32	0	32	4	7	0	0
15	自転車	130	60	0	60	0	45	45	15	9	6	9
16	ソフトテニス	141	68	0	68	2	10	12	56	45	11	15
17	卓球	151	70	0	70	5	0	5	65	52	13	18
18	軟式野球	209	99	0	99	13	0	13	86	60	26	34
19	相撲	130	48	0	48	11	8	19	29	5	24	32
20	馬術	179	11	72	83	33	41	74	9	3	6	9
21	フェンシング	102	25	0	25	25	0	25	0	0	0	0
22	柔道	128	37	76	113	32	5	37	76	63	13	18
23	ソフトボール	320	78	48	126	10	30	40	86	15	71	93
24	バドミントン	270	170	0	170	10	7	17	153	112	41	45
25	弓道	167	30	27	57	0	15	15	42	31	11	15
26	ライフル射撃	121	62	51	113	34	51	85	28	8	20	27
27	剣道	112	27	0	27	27	0	27	0	0	0	0
28	ラグビーフットボール	115	18	20	38	2	5	7	31	15	16	21
29	山岳	112	31	78	109	18	4	22	87	7	80	105
30	カヌー	232	146	21	167	33	53	86	81	40	41	55
31	アーチェリー	109	54	0	54	6	9	15	39	10	29	39
32	空手道	175	46	21	67	46	0	46	21	8	13	17
33	銃剣道	88	16	0	16	16	0	16	0	0	0	0
34	クレー射撃	101	13	0	13	13	0	13	0	0	0	0
35	なぎなた	112	21	25	46	26	0	26	20	11	9	16
36	ボウリング	127	25	0	25	1	0	1	24	10	14	19
37	ゴルフ	158	6	7	13	13	0	13	0	0	0	0
38	トライアスロン	111	60	5	65	6	27	33	32	3	29	38
39	高校野球	168	30	0	30	0	0	0	30	30	0	0
合計		7,324	2,668	731	3,399	800	548	1,348	2,051	952	1,102	1,445

※1 開催時従事見込数：2031年開催時に審判員・要資格運営員として活動できる県内有資格者数。

※2 原則として、⑨不足数に1.3を乗じた数(1.3倍の安全率は途中で資格取得が困難になった場合の減少数を考慮して設定)

第85回国民スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成年次計画 【 資格取得 】

No.	内訳 競技団体名	養成(資格取得)年次計画									延養成数
		2023 (8年前)	2024 (7年前)	2025 (6年前)	2026 (5年前)	2027 (4年前)	2028 (3年前)	2029 (2年前)	2030 (1年前)	2031 (開催年)	
1	陸上競技	30	30	30	30	30	30	40	42	0	262
2	水泳	0	36	10	49	10	64	15	84	0	268
3	サッカー	32	43	44	43	43	44	43	43	44	379
4	テニス	0	6	30	34	22	0	0	0	0	92
5	ボート	1	2	2	3	3	5	5	0	0	21
6	ホッケー	11	12	14	12	17	17	12	12	10	117
7	ボクシング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	バレーボール	22	20	22	20	22	20	22	20	22	190
9	体操	4	0	6	6	7	2	9	9	9	52
10	バスケットボール	6	6	6	6	6	5	5	5	7	52
11	レスリング	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
12	セーリング	0	3	4	5	5	6	6	4	1	34
13	ウエイトリフティング	8	0	0	8	0	0	5	0	0	21
14	ハンドボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	自転車	0	0	7	0	0	5	0	0	0	12
16	ソフトテニス	0	1	1	2	2	2	2	5	0	15
17	卓球	17	17	17	17	17	17	17	17	17	153
18	軟式野球	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36
19	相撲	2	3	4	4	4	4	4	4	3	32
20	馬術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
21	フェンシング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	柔道	6	6	6	4	4	4	4	4	4	42
23	ソフトボール	8	8	9	9	19	14	13	8	5	93
24	バドミントン	22	22	22	22	22	31	31	31	22	225
25	弓道	5	5	5	5	5	5	5	5	5	45
26	ライフル射撃	1	2	2	5	3	1	5	4	0	23
27	剣道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	ラグビーフットボール	0	0	1	3	3	3	3	3	0	16
29	山岳	5	0	1	0	0	0	0	90	0	96
30	カヌー	5	8	8	8	8	10	10	9	5	71
31	アーチェリー	6	7	6	10	10	9	1	0	0	49
32	空手道	2	4	3	4	4	4	3	5	3	32
33	銃剣道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	クレー射撃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	なぎなた	3	1	1	2	1	2	4	1	1	16
36	ボウリング	0	2	2	2	2	2	2	2	0	14
37	ゴルフ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	トライアスロン	3	3	4	4	5	5	5	5	0	34
39	高校野球	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		204	252	272	323	280	316	276	417	163	2,503

第85回国民スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成年次計画 【 資格維持・資質向上 】

No.	内訳 競技団体名	養成(資格維持・資質向上)年次計画									延養成数
		2023 (8年前)	2024 (7年前)	2025 (6年前)	2026 (5年前)	2027 (4年前)	2028 (3年前)	2029 (2年前)	2030 (1年前)	2031 (開催年)	
1	陸上競技	195	215	235	255	275	295	315	340	382	2,507
2	水泳	43	46	70	98	100	155	200	269	89	1,070
3	サッカー	73	84	85	87	93	94	96	102	103	817
4	テニス	0	0	0	6	30	34	22	0	0	92
5	ボート	2	4	6	9	12	15	21	22	22	113
6	ホッケー	42	44	36	38	38	54	59	61	63	435
7	ボクシング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	バレーボール	50	50	52	52	54	54	56	56	58	482
9	体操	51	54	54	60	64	70	70	78	86	587
10	バスケットボール	64	70	76	82	88	94	99	104	109	786
11	レスリング	3	3	3	3	4	5	5	5	5	36
12	セーリング	0	1	4	8	13	18	24	29	34	131
13	ウエイトリフティング	9	17	17	9	17	17	12	17	17	132
14	ハンドボール	7	7	7	7	7	7	7	7	7	63
15	自転車	11	11	9	16	16	16	21	21	21	142
16	ソフトテニス	21	23	24	20	21	20	21	23	24	197
17	卓球	17	17	17	17	17	17	17	17	17	153
18	軟式野球	60	64	68	72	76	80	84	88	92	684
19	相撲	4	4	5	5	8	10	12	14	16	78
20	馬術	1	0	0	1	0	0	1	1	1	5
21	フェンシング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	柔道	48	51	54	57	57	61	61	65	65	519
23	ソフトボール	15	23	31	40	49	68	82	95	100	503
24	バドミントン	55	55	55	55	55	55	55	55	55	495
25	弓道	54	50	50	50	50	50	50	50	50	454
26	ライフル射撃	12	13	12	12	16	17	17	21	25	145
27	剣道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	ラグビーフットボール	15	15	15	16	19	22	25	28	31	186
29	山岳	9	14	13	14	14	14	14	14	120	226
30	カヌー	51	51	54	57	60	64	68	72	76	553
31	アーチェリー	15	21	28	34	41	50	60	61	61	371
32	空手道	5	7	9	9	7	6	6	9	5	63
33	銃剣道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	クレー射撃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	なぎなた	26	26	26	26	26	26	26	26	26	234
36	ボウリング	10	10	12	14	16	18	20	22	24	146
37	ゴルフ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	トライアスロン	3	6	9	13	17	22	27	32	37	166
39	高校野球	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		971	1,056	1,136	1,242	1,360	1,528	1,653	1,804	1,821	12,571

第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針（案）

第85回国民スポーツ大会で実施する競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」に示されている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 公開競技は、綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの10競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 2 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、公益財団法人奈良県スポーツ協会（以下、「県スポ協」という。）に加盟する競技団体又は県スポ協が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体と協議の上、実施競技を選択する。

第85回国民スポーツ大会競技運営基本方針（案）

第85回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

3 記録業務

正式競技および特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場地市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

項目	年度	2021年度 令和3年度 10年前(三重)	2022年度 令和4年度 9年前(栃木)	2023年度 令和5年度 8年前(鹿児島)	2024年度 令和6年度 7年前(佐賀)	2025年度 令和7年度 6年前(滋賀)	2026年度 令和8年度 5年前(青森)	2027年度 令和9年度 4年前(宮崎)	2028年度 令和10年度 3年前(長野)	2029年度 令和11年度 2年前(群馬)	2030年度 令和12年度 前年(鳥根)	2031年度 令和13年度 開催年度	
開催手続		・開催内々定(R3.1)				・県議会開催決議(開催申請書) ・中央競技団体視察	・開催申請書提出 ・開催内定		・日スポ協・文科省総合視察 ・開催・会期決定		リハーサル大会	大会開催	
組織 (設置時期等)		準備委員会 ・総会 ・常任委員会 ・専門委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会			広報・県民運動 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 募金・協賛推進委員会 障スポ専門委員会		実行委員会 県外開催競技 運営委員会設置 馬事衛生部会設置	県外開催競技 事務所設置		県大会 実施本部	
市町村			両大会への参画のあり方検討 会場地選定・施設整備計画検討・準備委員会設置準備				市町村準備委員会(任意設置)		市町村 実行委員会設置			市町村競技会 実施本部	
総務企画	全体	開催基本方針 県・会場地市町村の業務分担・経費負担 基本方針及び細目	開催基本構想検討及び策定					県外開催競技会 開催基本方針					
	会場地選定	会場地市町村選定 基本方針・基準	会場地市町村選定(国スポ正式競技・特別競技・障スポ個人・団体) 開閉会式会場決定 競技会場地市町村選定(国スポ公開競技) 国スポ正式競技県外開催候補地検討・視察及び中央競技団体協議				市町村実施競技検討・決定 (国スポ・デモスポ・障スポオープン)		大会決定時に デモスポ申請				
	競技施設等	競技施設整備 基本方針	競技施設基準策定	競技施設整備 基本計画	会場施設整備(開閉会式会場・競技会場) 施設整備補助要項制定								
	情報通信						情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等			会場管理本部	
	文化プログラム								文化プログラム基本方針・実施要領	文化プログラム募集	文化プログラム実施		
	総合案内								総合案内基本方針	歓迎・接件計画の策定、総合案内所等の整備等			
	行幸啓等									行幸啓・御成り計画、警備計画		行幸啓本部	
競技運営	競技運営	競技役員等編成・養成 基本方針・基本計画	審判員・要資格 運営員養成計画 実施競技選択基本方針 競技運営基本方針	公開競技実施基本方針 デモスポ実施基本方針			競技役員等の養成(国スポ・障スポ) リハ大会開催基準要項		競技会・リハ大会開催経費調査				
	競技用具			競技用具整備基本方針・整備要項・整備計画	競技用具整備の推進							記録本部	
広報・県民 運動	広報			大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター、ダンス・イメージソング等検討・決定 広報基本方針・基本計画		開催決定イベント 広報活動の推進・奈良県の魅力発信		開催1年前イベント				報道本部 全国報道者会議	
	県民運動			県民運動基本方針・基本計画	県民運動の推進、ボランティアの募集・養成								
宿泊・衛生	宿泊				宿泊基本方針・基本計画	配宿体制検討		配宿業務・標準献立・弁当調達				合同配宿本部	
	医事・衛生				医事衛生基本方針・基本計画	各種要項(医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生、馬事衛生)						救護本部	
輸送・交通					輸送交通基本方針・基本計画	輸送実施計画(全国、総合開閉会式)、競技会輸送計画、駐車場管理、交通規制計画						輸送本部	
式典						式典基本方針・基本構想・基本計画	実施計画、部会設置(運営、演技、音楽)、炬火リレー、競技会表彰式					式典本部	
警備・消防						警備・消防防災基本方針・基本計画	会場地・開閉会式警備・消防防災業務実施計画					警備・消防防災本部	
募金・協賛						募金企業協賛推進基本方針	募金・企業協賛活動の推進						

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 委員構成

会 長 奈良県知事

○副会長(8名)／常任委員(54名)／委員

行政(63名)

- 奈良県副知事(2)
奈良県各部長(16)、東京事務所長・水道局長
奈良県警察本部長
- 奈良県市長会会長
- 奈良県町村会会長
各市町村長(37※会長別掲)
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
自衛隊奈良地方協力本部長

教育(25名)

- 奈良県教育委員会教育長
奈良県都市教育長協議会会長
奈良県町村教育長会会長
奈良県高等学校長協会会長
奈良県中学校長会会長
奈良県小学校長会会長
奈良県特別支援学校長会会長
奈良県私立中学高等学校連合会会長
奈良県専修学校各種学校連合会会長
奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長
奈良県私立幼稚園連合会会長
国立大学学長(3、教育大・女子大・先端大)
県立大学学長(2、県立大・県立医大)
県内私立大学学長(9)
畿央大・帝塚山大・天理大・奈良大・奈良学園大・近畿大・
奈良芸術短大・佐保短大・白鳳短大

議会(9名)

- 奈良県議会議長
奈良県議会副議長
奈良県議会常任委員会委員長(5)
(総務警察・厚生・経済労働・建設・文教くらし)
奈良県市議会議長会会長
奈良県町村議会議長会会長

スポーツ(66名)

- (公財)奈良県スポーツ協会会長
- 奈良県障害者スポーツ協会会長
(公財)奈良県スポーツ協会副会長(4)
奈良県レクリエーション協会会長
奈良県スポーツ推進委員協議会会長
奈良県スポーツ推進審議会会長
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
奈良県高等学校体育連盟会長
奈良県中学校体育連盟会長
奈良県小学校体育研究会会長
(一財)奈良県高等学校野球連盟会長
奈良県スポーツ少年団本部長
各競技団体の長(41)
各生涯スポーツ競技団体の長(10)

経済・産業(11名)

- 奈良県商工会議所連合会会長
奈良県商工会連合会会長
奈良県中小企業団体中央会会長
(一社)奈良県経済産業協会会長
奈良県経済同友会代表幹事
(一社)奈良県銀行協会会長
奈良県信用金庫協会会長
奈良県農業協同組合中央会代表理事長
奈良県森林組合連合会会長
奈良県漁業協同組合連合会会長
(一社)奈良県建設業協会会長

運輸・交通(6名)

- (公社)奈良県バス協会会長
(一社)奈良県タクシー協会会長
(公社)奈良県トラック協会会長
西日本旅客鉄道(株)常務理事近畿統括本部大阪支社長
近畿日本鉄道(株)取締役常務執行役員鉄道本部大阪統括部長
西日本高速道路(株)執行役員・関西支社長

宿泊・観光(6名)

- (一財)奈良県ビジターズビューロー理事長
(一社)全国旅行業協会奈良県支部長
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長
(公社)奈良県食品衛生協会会長
(公社)奈良県栄養士会会長
(一社)奈良県調理師連合会会長

医療・福祉(7名)

- (一社)奈良県医師会会長
(福)奈良県社会福祉協議会会長
(一社)奈良県歯科医師会会長
(一社)奈良県薬剤師会会長
(一社)奈良県病院協会会長
(公社)奈良県看護協会会長
日本赤十字社奈良県支部長

警備・消防(3名)

- (公財)奈良県消防協会会長
(公財)奈良県防犯協会会長
(一財)奈良県交通安全協会会長

社会団体(8名)

- (公社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
日本ボーイスカウト奈良県連盟長
(一社)ガールスカウト奈良県連盟長
奈良県子ども会連合会会長
(一財)奈良県老人クラブ連合会会長
奈良県公民館連絡協議会会長
奈良県ボランティア連絡協議会会長

委員 204名

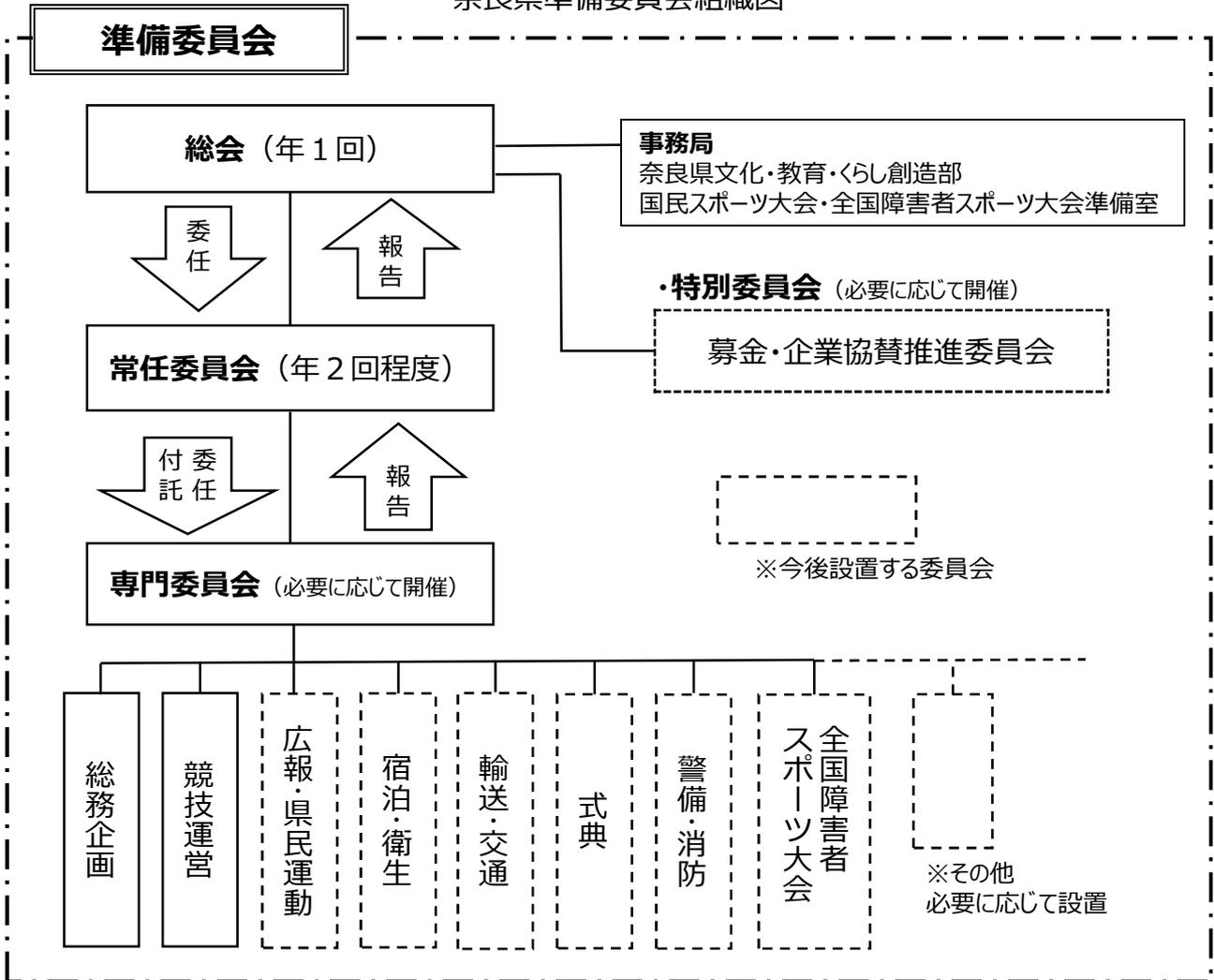
顧問 奈良県選出国會議員(8名) 計 8名

参与 奈良県議會議員(42名)、奈良県教育委員会委員(5名)、報道関係各社代表(10名) 計57名

監事 奈良県会計管理者、奈良県市長会・奈良県町村会事務局長 計 2名

総数 271名

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 総会** ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会** ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
・総会から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会** ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項